

(1) 部会長の選出について

【議事の内容】

部会長の選出については、医療法施行令（昭和23年政令第326号。）第5条の21第3項により、委員の互選により定めることとされている。

このため、福岡県医療審議会医療計画部会長に、蓮澤浩明委員（福岡県医師会副会長）を選任する。

（理由）蓮澤委員は、医療計画をはじめとする地域医療に造詣が深く、部会長として適任と思料されるため。

（参考法令）

医療法施行令第5条の21第3項

部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。